

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◆ 地価税: 課税価格の特例についての改正

Q: 当社は、所有する土地が多く、毎年地価税を納めています。この度、地価税について、駐車場に関する特例ができたと聞きました。当社で検討したいので、内容を教えて下さい。

A: 地価税は、国内にある土地及び借地権等（課税時期である、その年1月1日に有するもの）について課税され、それらを有する法人や個人に課税義務があります。

地価税の計算方法は、（課税価格 - 基礎控除額）×3%で、基礎控除額は資本金が1億円超の法人と保険会社が10億円、その他の法人と個人が15億円です。

課税価格の計算における特例は、工場の環境施設に供されている土地等について、課税価格の1/2とするもの、優良分譲宅地等について課税価格の1/5とするものがありますが、次の特例が新たに創設されました。

課税時期において、「特定の届出駐車場」で駐車場法に基づく条例に適合するものに供されている土地等については、土地等の価格を1/2に軽減することができます。

「特定の届出駐車場」とは、次の全ての要件を満たすものです。

- ①耐火建築物又は準耐火建築物であること。
 - ②地下又は複数の階を駐車の用に供すること。
 - ③駐車場の床面積が1500m²以上であること。
 - ④管理及び運営が、駐車場法に基づき届出した管理規定に従っていること。
 - ⑤特定の者の利用に供されてないこと。
- この特例は、平成7年以後に適用されます。

